

自治体支援弁護士 プロジェクトチームのご案内

私たちは、地方自治体そして自治体職員の皆さんと連携して、地方自治体における法務能力の向上、債権の適正管理に協力する業務を行う弁護士のグループです



例えば・・・

日常的に業務に関するご相談に対応します

自治体債権の回収業務のお手伝いをします



連携して業務要綱やマニュアル作成を行います

■ごあいさつ■

2014年7月、当チームは、自治体・自治体職員の皆さんと連携・協働して、行政の支援に積極的に取り組む意欲を持った弁護士によって結成しました。自治体と弁護士の業務連携は、新しい活動領域で、フロンティア精神にあふれる弁護士ばかりです。

自治体職員の皆さんから、あやふやなまま不安を抱えて行っている日常業務について専門的な助言がほしい、回収困難債権の整理のため協力を得たい等、弁護士の支援を切望する声が続々と届いています。

チーム結成後、メール・面談による日常的な職員相談、市営住宅家賃の回収、個別債権ごとの債権管理マニュアルの作成、研修会講師派遣などの依頼を複数の自治体からいただいています。

我々のチームの業務内容の説明に行きますので、是非、ご連絡ください。



代表 瀧 康暢(愛知県弁護士会所属)

1

メール・電話相談・面談相談 …日常業務、債権管理・回収



【メール相談】いつでも、お気軽に、日常業務における疑問をご相談いただけます。

1) 日常業務の素朴な疑問



2) メールで質問



右記の質問シート(見本)にご質問事項を記入してメールを送信してください

3) 担当チームで検討します

主査と副査で構成する弁護士のチームで、ご相談の検討・回答作成をします。
回答は、他のチーム員にも諮り、内容をブラッシュアップします。



4) 回答のご送付



回答までの期間は、原則、ご質問送信日の翌日から10営業日後です。
※緊急の場合は、より短縮する場合があります。

(様式第1号)

甲 市 メール・面談 相談質問シート/回答書
質問先メールアドレス: *****@city.jp

相談質問事項			
債権名:	種:	質問日:	平成29年XX月XX日
担当課:	回収課:	回答期限:	平成29年XX月XX日
担当者:	●●●●:	相談日:	年 月 日
メールアドレス:	*****@city.jp	電話番号:	XXX-XXXX-XXXX
件名:	債務回収費について		
【事業の概要】			
【質問事項】			
回 答			
回答担当弁護士:	国谷 甲介	国谷 甲介	平成29年XX月XX日
主査(回答担当):	豊和 甲介	メールアドレス:	*****@city.jp
副査1:	結城 乙美	回答担当電話:	052-XXXX-XXXX
副査2:			

※1 継続

み
ほ
ん

行政の現場では日々前例のないことが起こっています。経験がない事態に、いかなる対処が適法かつ妥当なのか、的確に判断することは難しいものです。また何気ない日常業務でも、根拠が曖昧で、疑問を抱えたまま行っている業務もあるでしょう。

しかし、そうした疑問を顧問弁護士に相談するとなると、その準備や決裁に時間が取られます。

私たちは、自治体から数百に及ぶ質問を受け、債権の管理・回収をはじめとして自治体行政に関する様々な問題事例を蓄積しており、あらゆる質問について質の高い回答が可能です。



【面談相談】対面で、細かいニュアンスなども伝えながらのご相談も可能です。

メール相談では、質問を文書に起こす手間があるので、面談による口頭での職員相談会を開催することも可能です。

<具体的相談例>

- 夫名義の契約の市営住宅や水道料金の滞納について、妻が書いた分納誓約書は、有効でしょうか。
- 市営住宅や水道料金の滞納者が破産した場合、市営住宅の明渡しや水道の給水停止はできますか。
- 消滅時効期間が経過している場合、時効の教示義務はありますか。また教えたとき、逆に教えなかったときそれぞれ、責任を問われることがありますか。



2

庁内研修会への講師派遣



ご希望のテーマでの勉強会・研修会に、
弁護士の講師を派遣いたします。

コンプライアンス(法令順守)が、公務員に求められることは当然です。担当する行政事務の遂行で、自治体職員が法令の知識を有していることは必須です。

法令知識の習得のため、庁内・課内で、異動時期等に合わせ研修会や勉強会が行われていると思います。しかし、徴収専門の外部講師となると誰にどのようなテーマで依頼すべきか悩むことが多いのではないのでしょうか。

債権回収は弁護士の専門分野です。当チームは、特殊性のある自治体債権の管理・回収についても講師を紹介できます。研修会や勉強会の日程やテーマが決まったら、是非一度お声がけください。

<テーマ例>

- 「税外債権債権の適正管理・回収の基礎知識」
- 「裁判手続きを利用した債権回収」
- 「相続が発生した場合の債権管理」
- 「貸付金の債権管理」
- 「住宅使用料の管理・回収」



3

自治体債権の回収業務



催告はもちろん、訴訟や強制執行までを含む債権回収が可能です。

住宅使用料、各種貸付金、生活保護返還金等の税外債権では、徴収専門の担当者を配置できず、通常業務で手一杯の職員の方が行わざるを得ず、債権管理回収に支障が生じているのではないのでしょうか。とはいえ、適切な管理・回収を怠った場合には、住民監査請求の対象となり、場合によっては、担当者が責任を負うこととなります。このような事態を避けるためにも、税外債権を適切に管理・回収するための手段として、外部委託を行う必要性が高まっています。

とりわけ、弁護士に債権回収を委託すれば、催告だけではなく、訴訟、強制執行まで、間断のない債権回収をすることができます(債権回収会社では訴訟はできません)。

また、私たちは、債権回収に当たり、機械的な処理を行うのではなく、弁護士による納付相談会を開催し、滞納者の家計を把握し、時に債務整理を行い、支払い能力に見合った分納計画を立てるなど、滞納者の生活に寄り添った債権回収を心掛けております。このような工夫によって、福祉的な要請に悖ること無く債権回収が可能となることはもちろん、回収率が格段に向上することが実証されています。

加えて、私たちは、滞納者ごとの報告書を作成致しますので、回収できなかった債権については、適切に債権放棄することが可能となります。

具体例1：少額かつ多数の債権

従前、あまり回収作業に手を付けられていない債権に適した委託方法です。

事前打ち合わせ

対象債権の確定、スケジュール、段取りの確認等を行い、資料を引き継ぎます。

調査

催告書が不到達の場合、滞納者の死亡が判明した場合は、所在調査、相続人調査を行います。

文書催告・電話催告

滞納者と保証人全員に催告書を送付し、催告書が到達した頃に電話催告を行います。

納付相談会

弁護士が面談にて支払えない理由や生活状況を詳しく聴取し、納付計画や債務整理をアドバイスします。

定期報告

2か月に1回程度、進捗状況を報告します。

最終報告

訴訟提起、債権放棄等、今後の方針に関する意見を付した報告書を作成いたします。

具体例2: 個別困難債権

何度も催告を行ったにもかかわらず、納付の無い債権を対象とし、当初から訴訟提起を視野に入れた委託方法です。

事前打ち合わせ

対象債権について、交渉経過、徴収困難な事情の説明を受けて、段取りの確認等を行い、資料を引き継ぎます。

話し合いによる解決

強制執行に至らずに、滞納者との話し合いにより解決する場合があります。

文書催告・電話催告

滞納者と保証人全員に催告書を送付し、催告書が到達した頃に電話催告を行います。従前の交渉経過によっては省略もあり得ます。

調査

必要に応じて、所在調査、相続人調査、財産調査を行います。

訴訟・支払督促

訴訟提起または支払督促申立てを行います。

強制執行

強制執行手続により、債権回収を図ります。

4

生活再建型滞納整理



債務の問題を解決することで、生活を再建しつつ、滞納している公租公課の納付にもつなげます。

税金、国民健康保険料(税)の繰越滞納者の半数以上が、消費者金融、クレジット会社から借入があるとされています。

借金問題が解決すれば、担税力が回復し、納期内納税が期待できます。さらに消費者金融から過払金を回収できれば、滞納税も納付できます。過払金を回収して、年間1000万円以上の滞納税の納付につなげている自治体もあります。

借金の整理、過払金の回収は、滞納者の生活再建への転機となり、自治体と住民は、Win-Winの関係です。

私たちは、滞納者の債務整理をして、収納率のアップと滞納者の生活再建とを実現できます。

納税相談
借金が発覚

弁護士へ誘導
→相談・受任

過払金あり

回収後、本人同意のもとで税金の支払い

過払金なし

借金を整理し
・生活再建
・担税力の回復



5

悪質な高額滞納者に対する、 弁護士を利用した租税債権・税外債権の回収



悪質滞納者には、毅然とした措置をとります。

資力がありながら、納付しない者(法人)は、真の悪質滞納者です。

次の事例のような高額滞納者は、周到な準備・計画の上、確信的に滞納しています。

滞納解消のためには、弁護士の支援は、必要不可欠です。また弁護士の協力があれば必ず道が開けます。私たちは、複数の弁護士で弁護団を編成し、議論・検討して対策を練り、毅然と法的措置をとります。

例① 数千万円を超える固定資産税の滞納

広大な土地を所有するものの担保がべったり付いていて、他に収入・資産なし。あるいは登記簿上の所有名義人が清算会社、閉鎖会社など。一方、土地上の別法人であるゴルフ場、リゾートホテル、パチンコ店は、高額の収益を上げている。

例② 水道料金は支払うが、下水道料金を滞納するホテル、銭湯、飲食店

敢えて下水道料金を滞納して水道料金だけに充当指定して支払う滞納者。

例③ 自治体に対する違約金、損害賠償金

自治体との不動産、高額機器の売買契約不履行、業務委託契約不履行などの違約金。

例④ 不法投棄の産業廃棄物の代執行費用



(定期例会で情報交換をしたり研鑽を積んだりしています)

6

条例、規則等、業務要綱・マニュアルの作成、およびこれらのチェック



各自治体の実態を十分にお聞きし、実情に沿った要綱・マニュアルを作成します。

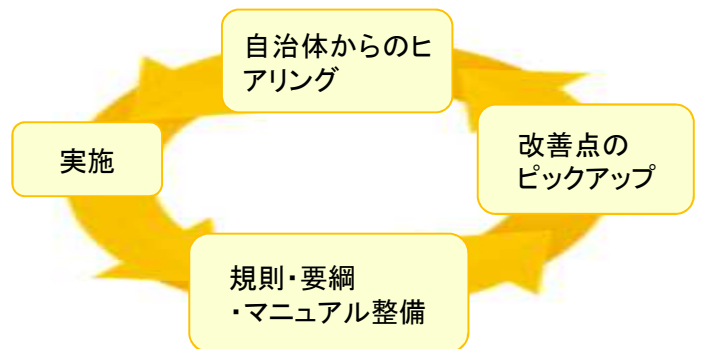
昨今、自治体における債権管理の適正化の要請が強まり、多くの自治体で債権管理条例等の制定や債権管理システムの構築等、ソフト、ハード両面で債権管理の適正化に向けた動きが見られます。

しかし、債権管理条例等を制定しても、それが現場の業務執行に具体的に反映されなければ意味がありませんし、債権管理システムを構築するにしても、そもそも適正・適法な債権管理の手順等が分からなければ、構築のしようがありません。また、担当者によって業務執行手順がバラバラになるのを防いだり、担当者が変わっても債権管理業務がスムーズに引き継がれる必要があります。

そこで、当プロジェクトチームでは、各部署の担当者から現在の業務執行状況やシステムの実情をヒアリングし、それを踏まえて、無理のない債権管理適正化のための業務執行手順やシステムを提案し、かつ、それを統一的・継続的に実践するための業務要領・マニュアル・様式等の作成を行っています。

これにより、手続きの瑕疵や様式の不備等により処分が違法とされたり債権が時効消滅してしまうという事態を防ぎ、適正・円滑な債権管理の実現が可能となります。

また、各部署の担当者に債権管理を適正に行うという意識を持ってもらえるという効果も期待できます。



■ メールマガジンもご利用ください

プロジェクトチームで行っている勉強会の内容や法律に関する情報などを、メールマガジンで随時配信しております。



【ご登録方法】

- ① 「自治体PT」で検索
- ② トップページ(左図)を開く
- ③ トップページ下部のフォーム(下図)にアドレスを入力

!! メールマガジンのご案内

当チームでは、自治体支援PTの業務内容や、自治体業務に有益な情報をお伝えすべく、メールマガジンを発行しております。

参加メールアドレス
 退会メールアドレス

(トップページを下までスクロールすると出てきます)

Q

Q & A

A



もっと説明を聞きたいのですが、どこに連絡すればよいですか？

下記、当プロジェクトチーム代表（瀧康暢）又は事務局長（竹内千賀子）宛にご連絡下さい。



費用がいくら位になるか心配です…

ご依頼の内容をお聞きした上で、お見積書を作成いたしますのでご安心下さい。



業務委託をするため、具体的に打ち合わせをしたいのですが、打ち合わせはどのような方法をとるのですか？

原則として、地方自治体、自治体職員様のご都合に合わせて弁護士2～3名で貴庁舎までお話を伺いに行きます。



依頼をしたいと考えているのですが、団体との契約になるのでしょうか？

プロジェクトチーム内の1人または複数の弁護士との間で、直接個別に契約をしていただく形になります。



我が自治体は愛知県外ですが、他県でもよいでしょうか？

地域に限定はありません。プロジェクトチームは、全国の自治体と連携しています。



プロジェクトチームの活動内容を知りたいです

プロジェクトチームのホームページを是非ご覧ください（<http://lg-law.jp/>）。

定期的に全国各地でセミナーを開いています。セミナーの予定もホームページ内でお知らせいたします。メールマガジン（6頁）もぜひご登録ください。

検索

自治体PT



お問い合わせ・相談・ご意見等は、下記までご連絡ください。
（どちらの窓口でもかまいません。）

■〒491-0842 愛知県一宮市公園通三丁目30番6号
弁護士法人公園通法律事務所（代表 瀧康暢）
電話 0586-26-6266 F A X 0586-26-6268

■〒460-0002 名古屋市中区丸の内1丁目17番19号
キリックス丸の内ビル5階
オリンピック法律事務所（事務局長 竹内千賀子）
電話 052-201-7728 F A X 052-201-7729